

令和2年12月定例会 総務環境委員会委員長報告

ただ今から総務環境委員長報告を行います。

12月定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案4件です。去る12月14日午後2時から所管部課長出席のもと委員会を開催し審査を行いました、日程に従い報告いたします。

「議案第61号 辺地に係る総合整備計画について」は、辺地に係る公共施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、辺地に係る総合整備計画を定めるためのものです。

委員会で追加資料要求した議案第61号の関係資料について協議会を開催し、市側から説明をお聞きしたうえで、委員会を開催しました。

委員会では、すでに計画の内、白樺湖の関係2,600万。車山関係で展望テラスに4,000万の事業がすすんでいる。もっと早い時期に出すべきではなかったか。との質疑に対し、地元への説明のタイミングと今年度辺地対策債を県から借りるに当たり、12月までに議会の議決を取るように助言をもらった。との答弁でした。また、この2地域以外に辺地に該当するところはあるのか。との質疑に、現段階の調べでは該当する地域はない。場所によっては該当する可能性もあるが、公共施設を整備する段階で、指定を取るか判断する。との答弁でした。

さらに、白樺湖の廃墟の様子がネットに流れている。コロナ禍で、全国で公園とかが使われなくて雑草が茂っているとの話もある。完成後について、地元の方との協働は話が付いているのか、との質疑に対し、平成28年からワークショップを開き、南館が解体され、現在は、地元のみなさんと一緒に跡地利用について計画を立てている。実施設計・実施計画の段階から地元の意見を取り入れて進めている。完成後の管理についても、地元と市と役割分担を話し合いながら検討している。との答弁。

また、車山の計画については嬉しいが、車椅子の方は、リフトには乗れないと思う。どうやって山頂まで行くのか、手立ては考えているか。との質疑があり、テラスは12日から供用している。ユニバーサルサポートのみなさまと現地におもむいて実証等を行い、方法を探りながら進めていきたい。との答弁。また、白

樺湖について、地元の意見を聞いているというのは、湖周全体が関わっているのか。との質疑には、白樺湖観光まちづくり協議会には池の平の方のホテルの方も参加しており、湖全体と言えると考えている。今計画については、跡地利用について公園ということになった。詳細設計が固まれば、全員協議会で説明させていただく。との答弁。また、今回の辺地計画が、この先変更等があった場合、変更は認められるのか。との質疑には、今事業は、街並み環境整備事業というメニューを使っており、今後変更等が生じた場合は、変更申請を上げていくことになる。との答弁でした。さらに、辺地債の償還期間は何年かとの質疑に対しては、地方債を借りる際は、現物の耐用年数以内となっている。この公園については、建物とほぼ同様と考え、20年以内の借り入れが可能。現状は何年にするか決めていないとの答弁があり、続いて、白樺湖の遊歩道も、車山のテラスも木材を使っている。これらの耐用年数は短いと思うが、20年でいいのか。との質疑があり、それぞれの事業によって、耐用年数は違うので、それぞれに応じて起債を起こしていくとの答弁でした。

討論はなく、全会一致で原案の通り可決すべきものと決しましたことを、報告いたします。

「議案第65号 諏訪広域連合規約の一部変更について」は、諏訪広域連合が処理する介護保険制度に係る経費の関係市町村における負担割合を変更するためのものです。

委員会では、質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたことをご報告いたします。

「議案第67号 茅野市組織条例の一部を改正する条例について」は、令和3年4月の組織改正に伴い、関係規定を整備するためのものです。

委員会では、質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたことをご報告いたします。

「議案第70号 茅野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は、地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の減額に関する規定を整備す

るためのものです。

質疑では、条例改正によって減免対象者の変化の見込みはどの質疑に対し、対象者は増えると考えているが、システムが複雑で、大規模な税制改正になっており、影響額や人数を推計することは、システム改修が済まないと出来ないが、給与所得と年金所得がある方は、影響は考えられない。農業、不動産などの事業所得がある方については、基礎控除が10万円増えるので、その分は負担が減ると考えているとの答弁でした。

また、システムはいつできて、把握できるようになるのか。システム改修などで市の負担額はどのくらいになるのか。被保険者への影響は出るのかとの質疑には、システム改修については4月以降、6月の算定前には完成する。システム改修が終わらないと影響額もわからない。来年度の税収については、コロナの影響で、かなり所得が落ち込むことが予測され、合わせて、コロナ対策で固定資産税の軽減処置で課税標準を1/2又は0にするという措置もあるので、国保収入についてはかなり減る方向と考えている。国保に関しては、加入世帯も減っている。そうした事情を加味して予算を編成することになるとの答弁がなされ、討論はなく、全会一致で原案の通り可決すべきものと決したことを、報告いたします。

(以上)

令和2年12月定例会 経済建設委員会委員長報告

それでは、ただいまから、経済建設委員長報告をいたします。

12月定例会におきまして、当委員会に付託された案件は、議案1件、陳情1件です。去る12月15日、午後1時から、委員会を開催し、関係部課長に出席いただき、審査いたしました。議長の指示に従い、順次報告いたします。

議案第64号は、市道路線の認定についてであります。

これは、道路法第8条第2項の規定により、市道路線を認定するものです。場所は、ちの本町地籍、路線名、ブロック番号1、路線番号、2735号線、起点、本町西5915の30番地先、終点、本町西5915の27番地先、延長、71.5メートル、幅員、6.0メートルから8.8メートルです。

宅地造成に伴い新設された道路の認定です。当委員会では、現地調査を行いました。

質疑では、認定道路は勾配がきつく、急勾配を下ってきた水が道を越えて、下から2番目の区画に入る心配がある。業者には、どのような指導をしたかとの質問がありました。

市側からは、道路の端は、想定の計算雨量は十分のめる構造となっている。施工条件で、業者が対応することになっているとの回答でした。

また、今回の造成地は、長い袋小路になっている。諏訪市や岡谷市では、袋小路を認めていないようだが、茅野市の考えは。との質問がありました。

市側からは、諏訪市等は、袋小路は引き取らない。開発業者の責任でということになっている。袋小路は、通り抜けできず不便であると思うが、そこで生活する人たちから見ると、通過交通がない閑静な住宅地という面もある。との回答でした。討論はありませんでした。

当委員会といたしましては、慎重審査の結果、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

陳情6は、「山岳環境の維持・保全を求める陳情」です。

提出者は、八ヶ岳観光協会 会長 浦野岳孝氏です。

この陳情は、八ヶ岳の高山植物群落の踏み荒らしや不適切利用、食害などからの被害防止・保護のための対策の実施と、山小屋等の観光商品でもある星降る中部高地の空が未来へ継続するための環境維持・保全対策の実施を求める陳情です。当委員会では、委員会に先立ち、提出者から説明を受け、市側に質問をする時間を設けた上で、審査を行いました。

意見としては、シカの食害と、星を見るにはよい環境がだんだん減ってきているということで、そういう意味では、行政にも取り組んでもらいたいということで採択。

市が進める若者に選ばれるまち、関係人口、交流人口の増加、そんなまちづくりの中で、財産である八ヶ岳の自然環境がシカ害、光害の対策をとる必要があり、現状のガイドライン、条例等の改定を検討してもらいたいということで採択。

環境維持と保全は、せっぱ詰まってぎりぎりになってからでは大変で、今から考えていかないといけない部分であり、採択。

茅野市は八ヶ岳の自然環境が一番の強みであり、その環境を次世代に送っていくことが大事であり、そのためにも採択。といった意見が出されました。

当委員会といたしましては、全会一致で、採択とすべきものと決しましたので、ご報告いたします。

(以上)

令和2年12月定例会 福祉教育委員会委員長報告

ただいまから福祉教育委員長報告をいたします。

12月定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案6件、陳情1件です。去る12月15日午後2時から所管部課長にご出席いただき、委員会を開催し審査いたしました。議長の指示に従い順次報告いたします。

議案第62号は、「行政財産の無償貸付について」であります。

これは、笹原保育園の民営化に伴い、有限会社ネイチャーセンターへ認定こども園用地として、土地を無償で貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものです。

委員からの貸付期間が30年の理由と、市との関わりとしてどんなことを考えているかとの質疑に対し、市側からは、貸付期間を30年とする理由は、他の私立保育園も30年でやっていることと、ネイチャーセンターから10年など短い期間は全く考えておらず、永続的な事業として考えているとの話があり、その事から茅野市の財務規則に定められている最長期間の30年とした。市との関わりについては、今後茅野市の子どもを含めて保育をしていただくには、障害児保育や乳児保育などのいろんな市の補助金を使ってもらう。また、認定こども園施設型給付で、毎月かかる費用について算定して、公定価格に沿って、負担金の支払をしていく。さらに園長先生が市の園長会などに出席して、市と連携してやっていただけるという答弁でした。討論はありませんでした。当委員会といたしましては、審査の結果、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

議案第63号は、「財産の無償譲渡について」であります。

これは、笹原保育園の民営化に伴い、有限会社ネイチャーセンターへ、認定こども園用園舎として建物を無償で、譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものです。

委員会では、質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたことをご報告いたします。

議案第66号は、「公の施設の指定管理者の指定について」であります。

これは、地方自治法第244条の2第3項の規定により、茅野市運動公園国際スケートセンター(ゴルフ練習場)及び茅野市運動公園プールの指定管理者を株式会社パティネレジャーに指定するため、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

委員からの指定管理でスケートセンターとプールを一括にしたのは、出入口が一緒だからなのか。その方が上手く管理できるからか。さらに一括で契約すると安くできるということか。という質疑に対して、市側からはプールは指定管理になる前から、パティネレジャーに業務委託していた。それが平成28年の指定管理者の公募の際に改めて全部を一括にした。専門的分野のノウハウというのは、突然お願いしても出来るものではない。経費については、以前プールは警備など別会社が入っていたが、それを指定管理者に一括したことによって経費は削減されている。との答弁でした。討論はありませんでした。

当委員会といたしましては、慎重審査の結果、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

議案第68号は、「茅野市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例について」であります。

これは、北部中学校柔道室及びミーティング室に係る使用料を定めるためのものです。

委員からの体育練成館をやめて、北部中学校の施設を使用するという事だと思いが、ちのコミュニティセンターの体育館も使うということで、ちのコミュニティセンターを使っていた各種団体の人たちはどういうふうになるのか。の質疑に対し、市側からは北部中学校の道場等の対応について、今までは学校開放施設になっていなかった。市民の皆さんの使用できる場所が増えるという観点である。市内の体育館等の施設は、常に100%の利用ではないので、市内の空いている施設を使っただけならばと思うという答弁でした。討論はありませんでした。

当委員会といたしましては、慎重審査の結果、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

議案第69号は、「茅野市保育所条例の一部を改正する条例について」であります。

これは、茅野都市計画事業宮川茅野土地区画整理事業地の換地処分に伴い宮川保育園の位置を変更するためと、笹原保育園を民営化することに伴い同保育園を市の保育所から除くためのものです。

委員会では、質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたことをご報告いたします。

議案第71号は、「茅野市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」であります。

これは、地方税法の改正に伴い、延滞金の割合の特例に関する規定を整備するためのものです。

委員会では、質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたことをご報告いたします。

陳情5は、「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書」です。提出者は、長野県医療労働組合連合会ほか7団体です。

委員会の開催に先立ち協議会を開催し、提出者から陳情の趣旨をお聞きしたうえで、委員会にて慎重審査を行いました。

委員から賛否の意見が出たため、討論では、
反対討論として

「陳情で上がってきた5つの項目についての根拠、数字が明白ではない。それから言われている内容について、委員として適切な判断が下せるかどうか、その知識がない。それと現場の声という事だが、正式な病院といえる組織を代表するものとして出てきていないということ。それを議会として取り上げることはできない。一般住民の声とは違う。この陳情5項目については、国へ意見を上げることは、できないと思うので不採択。」

「2番目の項目、公立公的病院の統合再編、その見直しとあるが、国から示されたものについて十分検討していくという事であり、それが見直しに繋がると思

う。しかし、陳情者から話を聞くと撤廃だという言い方だった。また保健所の増設については、増設ではなく、規模、内容の充実、職員の増加を打ち出していくべきだと思う。このままの状態では上げることはできないので、不採択。」

「項目2番3番のところ、それぞれ私の知り得ている事とは、違う部分もある。そのままそっくり、採択という訳にはいかないので不採択。」

賛成討論として、

「意見書案、それに付随している資料を見た時に、病院で働くスタッフの生の声、介護職員の生の声、公立病院の再編、統合の説明もあった。もちろん以前から介護スタッフも大変だったが、特に今はコロナ禍で、胸に落ちる。タイトルの安全安心の医療介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情ということで、至極タイミングとしては沿っており、妥当と思うので採択。」

「項目1から5番までの陳情内容を、全て詳細にわかるわけではないが、陳情として、上がってきた声を、しっかりと考えて意見書を出していく事が必要なのではないかと思うので採択。」などの討論がされました。

採決の結果、起立少数により、不採択とすべきものと決しましたことをご報告いたします。

(以上)

令和2年12月定例会 予算決算委員会委員長報告

それでは、ただいまから予算決算委員長報告をいたします。

本定例会において、予算決算委員会に付託されました案件は、補正予算4件であります。

当委員会は、会期日程に従い、去る12月11日と本日12月18日に、理事者、所管部課長等の出席をいただき、審査いたしました。議長の指示に従い、順次報告いたします。

議案第72号は、令和2年度茅野市一般会計補正予算（第7号）についてです。

これは、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,006万2千円を追加し、歳入歳出それぞれ324億5,641万4千円とするものです。

補正の主な内容は、歳出では、補正増で、デジタル化推進事業費では、庁内の様々な業務にAI、RPA（情報先端技術）を試験導入するための委託料など1,755万8千円。

バス交通確保事業費では、新型コロナウイルス感染症の影響により、業績が著しく落ち込んでいるバス事業者の事業継続を支援するための補助金1,290万円。

ふるさと茅野市応援寄附金事業費では、ふるさと納税が当初計上よりも3千万円多く見込まれることによる返品等の経費1,164万3千円。

イントラネット・庁内システム等管理費では、新型コロナウイルス感染症対策や災害時及び平時における業務の効率化等を目的とした庁内情報システム開発関係委託料など1,243万4千円。

長野県後期高齢者医療広域連合負担金では、令和元年度の負担金の確定に伴う負担金の補正増で3,458万2千円。

温泉施設管理運営費及び観光温泉施設管理運営費では、新型コロナウイルス感染症に伴う休業要請の影響を受けている公共温泉施設の指定管理者に対する休業要請協力支援金が合計で6,000万円。

市民館費では、市民館 空調機器 中央監視装置更新の委託料1,925万円。

補正減では、9月定例会までに補正予算計上した新型コロナウイルス感染症対策事業費のうち、予算執行の状況などから、感染症予防対策事業費など5つの事業費で6,477万3千円の減額を行っています。

歳入の主な内容は、地方交付税の補正増4,882万円、寄附金の補正増3,000万円、繰越金の補正増5,026万3千円となっています。

当委員会といたしましては、慎重審査の結果、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

議案第73号は、令和2年度茅野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてです。

これは、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,628万円を追加し、歳入歳出それぞれ53億8,428万7千円とするものです。

補正の内容は、県支出金等過年度精算による返還金の補正増です。

当委員会といたしましては、慎重審査の結果、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

議案第74号は、令和2年度茅野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてです。

これは、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ306万3千円を追加し、歳入歳出それぞれ8億3,565万8千円とするものです。

補正の内容は、後期高齢者医療広域連合納付金の補正増です。

当委員会といたしましては、慎重審査の結果、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

議案第76号は、令和2年度茅野市一般会計補正予算（第8号）についてです。

これは、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,991万8千円を追加し、歳入歳出それぞれ324億9,633万2千円とするものです。

補正の内容は、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、生活実態が依然として厳しいひとり親世帯への支援策として、国庫支出金を財源として、ひとり親

世帯臨時特別給付金を再支給するための事業費です。

当委員会といたしましては、慎重審査の結果、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

(以上)